

東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成制度のご案内

板橋区では、台風や集中豪雨、地震等の自然災害に備えるために、がけ又はよう壁の安全対策のための工事を行う方に対して、改善工事に必要な経費の一部を助成しています。

なお、この助成制度は、建築物の耐震性を保証するものではありませんので、ご注意ください。

1. 助成の対象

板橋区内にある、区長が改善の必要があると認めたがけ又はよう壁で次のいずれかに該当する工事を行うもの。ただし宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者が、当該事業のため所有するものを除く。

- ① 高さ2mを超える既存のがけ(傾斜角が30度を超えるもの)のよう壁の新築工事
- ② 高さ2mを超える既存のよう壁の築造替え工事
- ③ 高さ2mを超える既存のがけ又はよう壁の補強(区長が安全対策上有効と認める場合に限る)のための工事

2. 助成の対象者

次の全てに該当する方

- ① 上記に規定する助成対象となる工事を行うがけ及びよう壁の所有者
- ② 法人でない方
- ③ 区市町村民税及び軽自動車税を滞納していない方
- ④ この助成と同種の他の助成を受けていない方

3. 助成金の額

- ・よう壁の新築工事及び既存よう壁の築造替え工事の場合・・・

工事費用の5割(1万円未満は切り捨て)以内かつ限度額700万円

- ・既存のがけ又はよう壁の補強工事の場合・・・

工事費用の5割(1万円未満は切り捨て)以内かつ限度額100万円

4. 助成申請の手続き

裏面に助成手続きの流れを示していますので、ご確認ください。

5. 注意事項

- ・助成金交付決定通知書を受ける前に工事着手したものは、助成金の対象外となります。
- ・助成対象工事は、同一の敷地について1回を限度とします。
- ・着手後は助成金交付決定通知書に記載してある指定の工事内容について検査を行いますので、当該工程に達しましたら、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。
- ・工事を変更又は取り止める場合は届出が必要になりますので、ご相談ください。
- ・助成金申請書は提出順で受付を行うため、申請総額が予算額を超える場合には、期間内であっても受付を終了いたします。

お問い合わせ先

板橋区役所北館5階 都市整備部 建築指導課 構造審査係

TEL : 03-3579-2579

板橋区がけ・擁壁安全対策工事助成手続きの流れ

